

上徳不徳

日本人の所有感と税収至上主義



一般社団法人 全日本建設技術協会 会長 おおいし 大石 ひさかず 久和

かなり昔の話になるが、日本を代表する大会社の社長がゴッホの絵を持っていて、「自分が死んだら、この絵とともに焼いて欲しい」と言ったことがある。これをマスコミが報じて、筆者などは「高価な絵画を持っているのだな」といった程度の感想でいた。国内の報道ぶりも似たような感じで、発言の紹介はあったものの、非難もなくおとなしいものだったと記憶している。記憶されている会員諸氏も多いのではないだろうか。

ところが、しばらくして西欧からごうごうたる大非難の声が届いてきたのには驚いたのだった。それは、西欧の所有感（所有意識）がわれわれ日本人のそれとは異なり、「ゴッホの絵の所有者は、その絵を焼いたり毀損したりする権利を有しているのではない。その絵の所有者が次の人に代替わりするまでの間、《善良なる意思を持って管理する権利を持っているに過ぎない》」というものだったからなのだ。

そのため、西欧からは「なんという社長だ」という大非難の声が届いたのだ。西欧の所有権は、所有しているものによってその大きさ、その範囲や責任が異なるというのが概念だったのだ。

この時、なぜこれほどまでに所有意識が西欧とわが国では異なっているのだろうかと考え込んでしまったのだ。そして、この所有権概念の西欧と日本との違いは、どこで生まれたのだろうかと考えているうちに、土地の所有権についての彼我の違

いが典型であり、どうもこの点に根源があるとの考えに到達したのだった。

別稿で触れたこともあるかもしれないが、「小さなエリアを城壁で囲んで、多くの人々が長く暮らす」以上、個人の絶対的な土地所有権（「何を建築しようが個人の自由だ」的な）を認めたのでは、都市や暮らしが成り立たないという長い歴史的経験を西欧は持っているが、《日本人にはそれがほとんど見られない》ことが原点なのだ。

ところが、土地以外にも所有権全般について、われわれも江戸時代までは「重層的所有権、又は制限的個人所有権」を受け入れていたと考えられる。例えば、江戸時代の大名は江戸に藩邸を持つことを義務付けられており、各藩は幕府が指定した土地に藩邸を建築したが、それは各藩の所有物であるにしても、その財産権の全てを入手していたわけではない。それは藩が取りつぶしになれば幕府に没収されることから明らかだ。

では、それは幕府のものかといえば、管理権や使用権はやはり各藩のものであったから藩の所有物であり、つまり藩邸の所有権には重層性があったと言える。いわば制限付き所有権というものだった。

これは、農民が耕す耕地についても同様で、農民が耕している畑は農民のものであるが、それは村のものでもあり、同時にその管理を任されている藩士のものである。それは、当然、藩士が

属する大名のものでもあり、その権限の下には大名が将軍からその統治権を預かっていることからだと考えると、将軍家のものでもある。

もっと言えば、将軍が将軍たり得ているのは、天皇から征夷大將軍に任ぜられているからとなれば、天皇、ひいては日本全体の所有物となっていたとも言える。

特に、江戸時代には年貢は村請制であったから（年貢を納める責任は、個人ではなく村にあった）、耕地の災害頻度などに応じて、耕す畑の責任者のローテーションが行われた例もあるくらいなのだ。

このように、土地にしても、ものにしても所有権の重層性は江戸時代まではあったと言えるのだが、これを大きく転換させたのが明治6年（1873年）の地租の導入であったと考える。納税責任が耕作者ではなく、土地の所有者となり、「一物一権主義」が貫徹されることになったのだ。

ヨーロッパでも、一つの土地に二つの所有権が存在すると考えられた時代があり、領主も農民も土地の所有権を分割して持っているという考え方があった。家臣が土地の所有権を賦与されたのは、いざというときに軍事サービスを提供して領主に奉仕する義務との引き換えだった。土地の所有権は義務との交換から生まれていたのだ。

東京大学の法学部長を務めた石井紫郎氏は、土地制度等の研究者であったが、「ヨーロッパでは、近代的所有権に変化するときに、所有者が持っていた義務が土地利用の公益優先という形で残された」と述べている。

日本にもあった土地所有権の重層性が、なぜ日本では完全に霧消し、ヨーロッパでは生き残ったのだろうか。いろいろな説がありうると考えるが、日本には「税収至上主義」があるからではないかと考える。つまり、ここでは地租という税収の確保である。

明治6年に明治政府は、土地税制としては有史以来というべき大改革を行い、年貢という土地の収益性にかけていた税を、土地の交換価値、つまり土地価格に課すという日本の有史以来の革命的

変革を行った。

そのため大混乱となり、一揆も各地で多発したのだが政府はこれを武力で抑え込んで、この制度改革はやがて受け入れられていったのだ。つまり、税収確保が制度改革の主眼だったということだった。現に、明治初期の政府税収の80%が地租だったくらいである。

同じことが都市の区画のあり方についても言えるのだ。田園都市は、渋沢栄一が大正7年（1918年）に「理想的な住宅地＝田園都市の開発」を目指して整備し、大区画の土地に広大な屋敷が並ぶ高級住宅地となった。現在でも多くの人々の憧れの都市となっているが、整備当初の区画は極めて残念なことに細分化され、小区画化してしまっている。

田園調布がお手本とした海外の高級住宅地の区画は崩れていないのに、という指摘が多く寄せられていることは悲しいのだが、なぜこんなことになっているのか。それは、「相続税の税収至上主義」のためだと考える。

細分化して切り売りしないことには相続税が払えないのだ。つまり、大区画を維持して後世に格の高い住宅地を引き継いでいくことよりも、相続の際の税収確保を優先することを受け入れてきた結果なのだ。ベルリンのダーレムという高級住宅地は、日本の都市建設をお手本にしたというのだが、その区画はいまだに崩れていないという。

都心の六義園も大区画の土地に、帝国大学の教授や三菱の幹部などが邸宅を構えていたといわれるが、今ではマンションなどが林立し、昔の面影などどこにもない有様だ。

つまり、この国では「税を取ること」を何よりも優先しているということなのだが、それは「世界でも稀な、コロナ禍でも減税しなかった日本の消費税」をめぐる最近の議論を見ても、全く同じことだと痛感するのである。